様式第１号（第 10 条関係）

補助金交付申請書

年　　月　　日

多可町長　　様

住　　所
氏　　名
電　　話　（　　）　　－
電子メール

　　年度において、空き家活用支援事業を下記のとおり実施したいので、補助金＿＿＿＿＿＿円を交付願いたく多可町空き家活用支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

１　事業の内容及び経費区分（実施計画書）

２　事業の着工予定年月日　　年　　月　　日
　　事業の完了予定年月日　　年　　月　　日

３　添付書類
（１）　暴力団等に該当しない旨の誓約書(様式第２号)
（２）　実施計画書(様式第３号)
（３）　事業費内訳表(様式第４号)
（４）　工事費見積書の写し
（５）　設備機器のカタログの写し
（６）　建物図面等
　ア 付近案内図　イ 配置図　ウ 平面図(改修前後)　エ その他改修工事内容が確認できる図書
（７）　空き家の所有者が確認できる書類
（８）　空き家の建築年月が確認できる書類
（９）　耐震性能確認書(昭和 56 年５月 31 日以前に着工された空き家の場合に限る。)(様式第５号)
(10)　空き家の写真(外観、居室、台所、浴室、便所、玄関及び改修箇所が確認できるもの)
(11)　誓約書(様式第６号)
(12)　承諾書(申請者と空き家の所有者が異なる場合に限る。)(様式第７号)
(13)　世帯全員の住民票(住宅型〈若年・子育て世帯タイプ〉又は住宅型〈ＵＪＩターン世帯タイプ〉に限る。)
(14)　町(新たに町内に転入する者は、転入前の市町村)税等の滞納がないことを証明する書類
(15)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

役場処理欄（本欄には記入しないでください。）

1　交付申請内容		
	(1)都市計画区域の内外	□ 都市計画区域内（区域区分非設定） □ 都市計画区域外
	(2)その他の地域地区	①土砂災害特別警戒区域　□ 該当しない ②災害危険区域　□ 該当しない ③津波災害特別警戒区域　□ 該当しない
2　関係法令の手続状況		
	□ 1 手続完了（必要手続なし） □ 2 手続未了（手続名称（関係部署名）：　　） □ 3 その他　（　　）	

様式第２号（第10条第１号関係）

誓　約　書

暴力団排除条例（平成24年多可町条例第34号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約します。

なお、誓約事項に関し、町が行う一切の措置に異議なく同意します。

記

１　条例第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員及び同条第３号に規定する暴力団密接関係者に該当しないこと。

２　町長が、上記を確認するため、必要な事項を兵庫県西脇警察署長に照会すること、及び当該照会に係る回答の内容を他の補助事業における暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は多可町公営企業管理者に提供することについて、異議を述べないこと。

年　　月　　日

多可町長　　様

住　　所

氏　　名

電　　話　（　　）　　－

電子メール

様式第３号（第 10 条第２号関係）

実施計画書（住宅型〈ＵＪＩターン世帯タイプ〉）

１ 申請者

〔※該当する項目に記入してください。〕

(1) 氏名	
(2) 住所	〒
(3) 電話	
(4) メール	

２ 空き家の概要

〔※該当する項目に記入、又は☑を入れてください。〕

(1) 所在地	地　　番：				
	住居表示：　〒 多可町				
(2) 建築時期	年　　月　　日頃建築				
(3) 空き家期間	年　　箇月　　☐空き家バンク登録物件				
(4) 所有関係	☐取得済み　　☐取得予定				
(5) 水回り設備の設置時期	台所（　　年設置）　浴室（　　年設置）　便所（　　年設置）				
(6) 入居時期 居住期間	入 居 時 期：　　年　　月頃 居住予定年数：　　年間				
(7) 移住の動機	☐就農　☐親族の介護　☐仕事・研究　☐就職　☐親元への近隣居 ☐その他（　　）				
(8) 入居世帯の構成	☐若年世帯 ☐子育て世帯　（　　）人　☐夫　☐妻　☐子（　　）人 ☐その他（　　）				
	続柄	夫	妻	子	その他（　　）
	年齢	歳	歳	歳	歳
(9) 前住所及び転居時期 ※現住所が県内の場合のみ	前住所： 現住所への転居時期：　　年　　月　　日				

３ 補助金交付申請の概要　　〔※該当する項目に記入、又は☑を入れてください。〕

<table>
<tr><td>(1)全体工事費</td><td>円　　…(A)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)補助対象外経費</td><td>円　　…(B)</td></tr>
<tr><td>他の補助制度の活用

☐ 無し

☐ 有り

事　業　名：　　☐国 ☐県 ☐市町 ☐その他

補助対象経費：　　円

補 助 金 額：　　円</td></tr>
<tr><td>(3)補助対象経費</td><td>円　　…(A)－(B)</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(4)交付申請額</td><td>円</td></tr>
<tr><td>【一戸建て住宅】
<table>
<tr><th>補助対象経費</th><th>補助金額</th></tr>
<tr><td>100 万円以上
150 万円未満</td><td>1,000,000 円</td></tr>
<tr><td>150 万円以上
200 万円未満</td><td>1,450,000 円</td></tr>
<tr><td>200 万円以上
250 万円未満</td><td>1,850,000 円</td></tr>
<tr><td>250 万円以上
300 万円未満</td><td>2,250,000 円</td></tr>
<tr><td>300 万円以上</td><td>2,500,000 円</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

様式第４号（第10条第３号関係）

事業費内訳表

名　称	数量	単位	補助対象	補助対象外	計
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
総　計	―	―			

様式第５号（第 10 条第９号関係）

年　　月　　日

耐 震 性 能 確 認 書

多可町長　様

確 認 者 氏 名：
（　　）建築士　　（　　）登録第　　号
建築士事務所名：
（　　）建築士事務所（　　）知事登録第　　号

（申請者）が補助金交付申請する改修建築物の耐震性能は下記のとおりです。

なお、下記及び添付書類に記載の事項は、事実に相違ありません。

記

※該当する項目に記入又は☑を入れてください。

１建物概要	(1)所在地	兵庫県多可郡多可町
	(2)申請種別	住宅型
	(3)改修後用途	□自己用　□左記以外
	(4)規模 改修前 上段( )に記入 改修後 下段に記入	地上（　　）階　地下（　　）階
		建築面積：（　　）m^2　延べ面積：（　　）m^2
２耐震診断の方法		□一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」（2025 年改訂版、2012 年改訂版、2004 年改訂版）による一般診断法又は精密診断法…(1) （□一般診断法　□精密診断法） □市町が実施する簡易耐震診断…(2) □一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（2025 年改訂版、2011 年改訂版、1996 年版）による耐震診断…(3) □一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準　同解説」（2017 年改訂版、2001 年改訂版）に定める「第１次診断法」、「第２次診断法」又は「第３次診断法」による耐震診断…(4) （□第１次診断法　□第２次診断法　□第３次診断法） □一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準　同解説」（2009 年改訂版）に定める「第１次診断法」、「第２次診断法」又は「第３次診断法」による耐震診断…(5) （□第１次診断法　□第２次診断法　□第３次診断法） □建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第３章第８節に規定する構造計算による耐震診断…(6) □上記(1)から(6)までに掲げる方法と同等と認められる耐震診断（診断方法:　　）…(7)

３改修前における耐震診断結果 評点　　点	（所見）
４改修後における耐震診断結果 評点　　点	（耐震改修の方針） （具体的な補強方法）
５備　考	

※　この様式は、改修建築物が昭和 56 年５月 31 日以前に着工された空き家の場合のみ提出すること。

様式第６号（第 10 条第 11 号関係）

年　　月　　日

誓　約　書

多可町長　様

空き家活用支援事業への申請に当たり、以下について誓約いたします。

・申請内容を遵守すること。
・申請内容に虚偽がないこと。
・改修工事の実施に当たっては、建築基準法その他の関係法令を遵守すること。
・実績報告日において、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第５条の規定による本町の住民基本台帳に記載され、事業完了後から 10 年以上居住すること。
・改修後 10 年以上住宅として活用すること。
・空き家所有者以外の者が改修を行う場合、改修部分については造作買取請求権を行使しないこと。
・事業完了後、町又は兵庫県で発行する広報刊行物やホームページ等に事例として掲載※1するための広報用資料※2を提供すること。
　※１　広報用資料とあわせて、空き家の所在地（郡町名まで)、構造や床面積等の概要を掲載
　※２　広報用資料（改修前後の写真と改修コメント）
・事業完了後、工事を実施した空き家の管理状況及び活用状況等について、町及び兵庫県が報告を求めた場合、必要な協力を行うこと。

氏　　名	